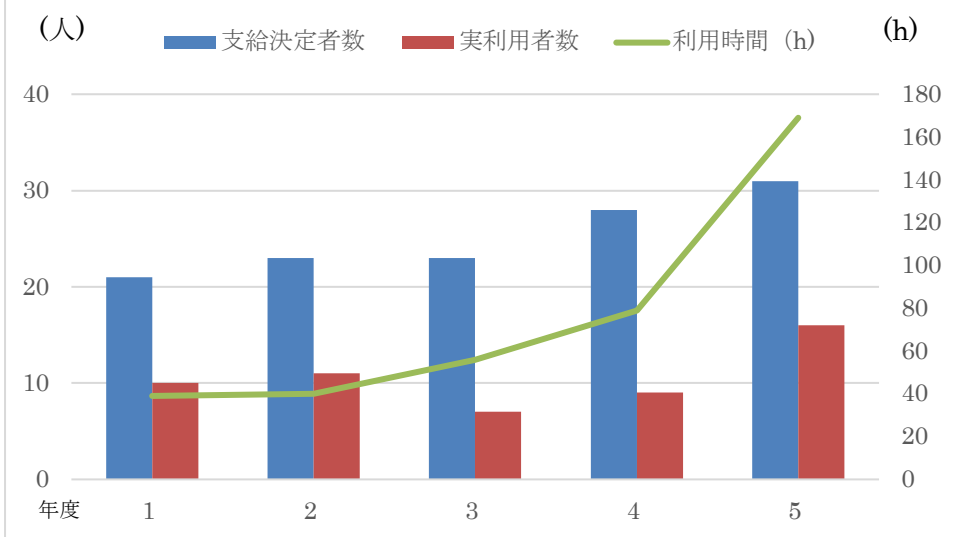
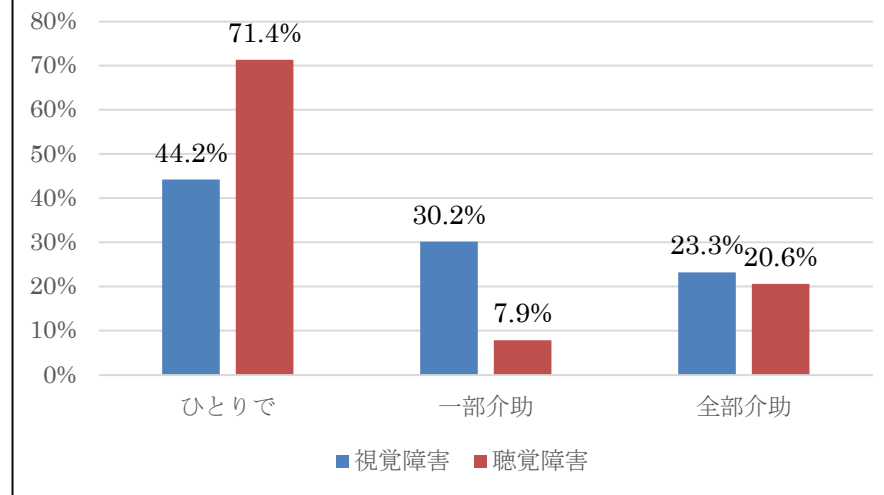


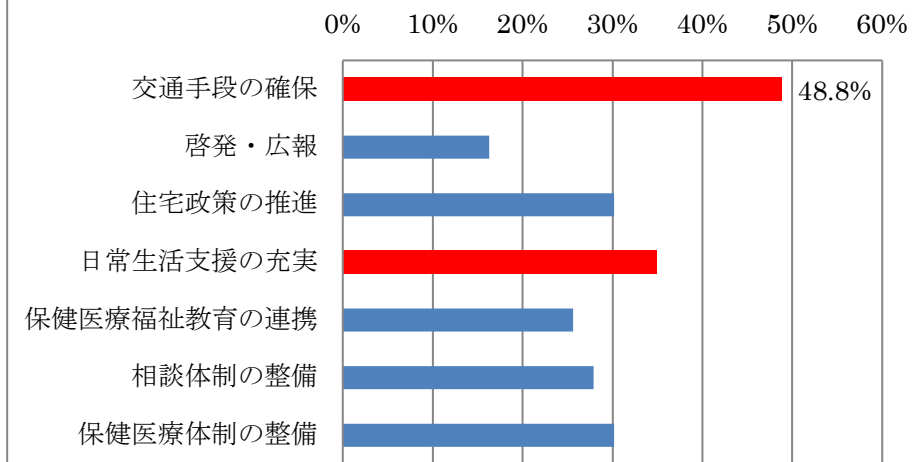
①同行援護の利用状況



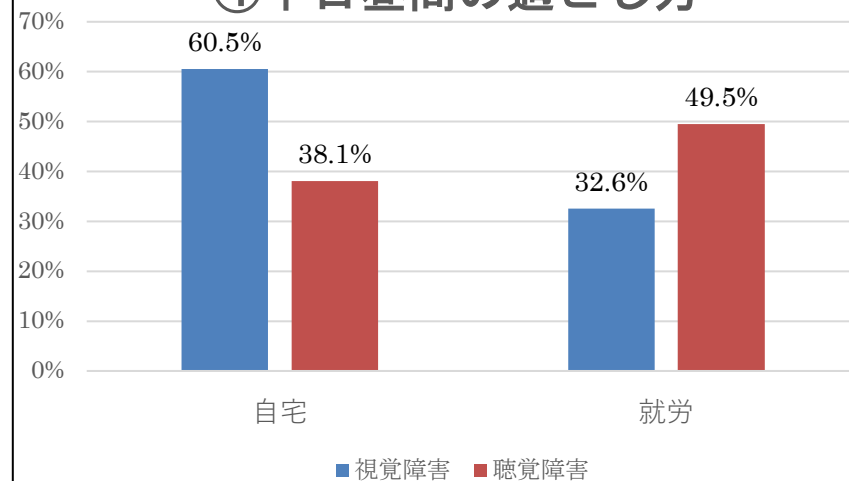
②外出に助けが必要な人の割合



③視覚障害者が求めるサービス



④平日昼間の過ごし方



「障害者福祉ガイドブック」をご活用ください






障害福祉課では、障害者福祉に関する制度や障害者手帳の活用方法などを掲載した冊子「障害者福祉ガイドブック」を作成しています。

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付となった方や、難病や発達障害のある方、つくば市に転入された方などにお渡ししております。

ガイドブックの内容につきましては、以下に掲載しているPDFファイルをご覧ください。なお、紙媒体のものをご希望の方には、郵送での対応もしております。

身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方、発達障害のある方向け

項目別に分かれてい
れば情報にアクセス
しやすい

-  [表紙、1障害者手帳・等級別の主なサービス一覧、2障害者手帳、3保健と医療、4年金と手帳、5介護給付、訓練等給付及び障害児通所支援、6障害者相談支援事業所](#) (PDFファイル: 4.4MB)
-  [7補装具及び日常生活用具、8地域生活支援、各種交通機関の利用について](#) (PDFファイル: 5.1MB)
-  [10税の控除等、11その他の福祉、12相談の窓口](#) (PDFファイル: 4.1MB)
-  [13障害者虐待防止について、14スポーツ・文化・その他、15障害程度等級表、16すてっぴの一とあゆむ、災害時対応ノート・災害時ガイドブック、17マイナンバーの提示について](#) (PDFファイル: 3.6MB)
-  [障害者福祉ガイドブック \(全ページ掲載\)](#) (PDFファイル: 2.3MB)

ここに「移動支援」があり、視覚障害で移動に著しい困難を有する方は、介護給付の「同行援護」を〜と案内されているが、ここまでたどりつくのが大変

出典：つくば市障害者福祉ガイドブック（つくば市ホームページより追記はあさのによる）

<https://www.city.tsukuba.lg.jp/soshikikarasagasu/fukushibushogaishachiikishienshitsu/gyomuannai/3/1/1001357.html>

障害者福祉の手引 (令和5年版 PDF版)

- 表紙・裏表紙 [PDF形式: 2.6MB] (新規ウィンドウ表示)
- 目次、障害の程度別該当事業一覧 (1~5ページ) [PDF形式: 1.6MB] (新規ウィンドウ表示)
- 1 ご相談の窓口 (6~15ページ) [PDF形式: 2.1MB] (新規ウィンドウ表示)
- 2 手帳の申請 (16~17ページ) [PDF形式: 1.4MB] (新規ウィンドウ表示)
- 3 手当・年金 (18~25ページ) [PDF形式: 1.8MB] (新規ウィンドウ表示)
- 4 医療費の助成・給付・資料1【所得制限基準額表】 (26~29ページ) [PDF形式: 1.7MB] (新規ウィンドウ表示)
- 5 医療機関・医療サービス等 (30~31ページ) [PDF形式: 1.4MB] (新規ウィンドウ表示)
- 6 ヘルパー利用・施設通所等 (32~43ページ) [PDF形式: 2.3MB] (新規ウィンドウ表示)
- 7 日常生活への支援 (44~52ページ) [PDF形式: 1.9MB] (新規ウィンドウ表示)
- 8 公共料金等の軽減 (53~55ページ) [PDF形式: 1.4MB] (新規ウィンドウ表示)
- 9 救急・安全 (56~60ページ) [PDF形式: 1.5MB] (新規ウィンドウ表示)
- 10 交通機関などの割引・自動車等 (61~69ページ) [PDF形式: 2.0MB] (新規ウィンドウ表示)
- 11 税の軽減 (70~73ページ) [PDF形式: 1.8MB] (新規ウィンドウ表示)
- 12 視覚・聴覚障害者への情報支援 (74~82ページ) [PDF形式: 2.1MB] (新規ウィンドウ表示)
- 13 社会参加・入浴等 (83~88ページ) [PDF形式: 1.6MB] (新規ウィンドウ表示)
- 14 各種訓練・講座 (89~91ページ) [PDF形式: 1.5MB] (新規ウィンドウ表示)
- 15 住宅 (92~95ページ) [PDF形式: 1.8MB] (新規ウィンドウ表示)
- 16 職業 (96~103ページ) [PDF形式: 1.8MB] (新規ウィンドウ表示)
- 17 保育・教育 (104~108ページ) [PDF形式: 1.7MB] (新規ウィンドウ表示)

12

視覚・聴覚障害者への

ガイドセンター	船料料は無料。利用料は1時間930円。東京都以外のセンターにおける利用料は、その定める基準に従います。
※他県等への外出時のガイドヘルパー紹介	◆利用方法 原則として2週間前までに電話・FAXまたはメールにより申込み。 ◆窓口 東京都ガイドセンター 新宿区西早稲田2-18-2 日本視覚障害者センター内 TEL (5272) 0996 FAX (3200) 7755 メールアドレス jigyou@jfb.jp
視覚障害者生活用具の販売・あっせん	視覚障害者の日常生活に必要な各種用具の販売・あっせんなどを行っています。 ◆各種視覚障害者生活用具 拡大読書器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用時計(触読式・音声式)、電磁調理器、音声体重計、活字文書読み上げ装置、音声案内装置、音声キッチンスケール、点字ディスプレイ、音声血圧計、白杖、音声体温計等 ◆販売・問合せ先 ・社会福祉法人 日本点字図書館 用具事業課 TEL (3209) 0751 FAX (3200) 4133 新宿区高田馬場1-23-4 ・社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合 用具購買所 TEL (3200) 6422 FAX (3200) 6428 新宿区西早稲田2-18-2

※日常的に必要な外出時の介助(同行援護等)については、(P.33)をご覧ください。

PDFファイルの下にテキストファイルが掲載されており、直接音声読み上げアプリで読み取ることができる。

出典：新宿区ホームページ (赤枠及び矢印はあさの追記)

https://www.city.shinjuku.lg.jp/fukushi/shogai01_000001_00035.html

短期入所 (ショートステイ)	自宅介護を行う方が病気などの場合や休息を必要とする場合に、短期間施設に宿泊し、食事や入浴などの介助を行います。	障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する方 障害支援区分1以上であって、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする方
同行援護	視覚障害により移動に支援が必要な方に対して、移動の支援や移動先での必要な視覚的情報の支援(代筆・代読を含む)、排泄・食事等の介護を行います。	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者で、同行援護アセスメント調査票により必要性を認められた方
行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で、常時介護が必要な方に対して、行動する時に必要な介助や外出時の移動の支援を行います。	知的障害や精神障害により行動上著しい困難を有する方等であって、障害支援区分3以上で、常時介護を要する一定の要件を満たす方
生活介護	常に介護を必要とする方に対して、施設で、入浴や排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動・生産活動の機会を提供します。	障害支援区分3以上(50歳以上は障害支援区分2以上)であって、地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方

ヘルパー利用・施設通所等

名古屋市高齢者就業支援センター 技能講習 就職支援講習

受講者募集!

令和6年度 第1回

同行援護従業者 養成研修【一般・応用課程】

令和6年7月24日(水)～令和6年9月27日(金)

8日間 受講料 14,000 円

新たな資格を取得してステップアップ!



「同行援護」とは

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること。(障害者総合支援法第5条第4項)

同行援護のサービス内容

- ① 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援(代筆・代読を含む)
- ② 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護
- ③ 排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

「一般課程」と「応用課程」について

一般課程は同行援護に必要な援助に関する一般的な知識及び技術を習得することを目的とするもので、同行援護の従業者として、仕事に就くことができます。応用課程は一般課程において習得した知識及び技術を深めるものですが、就業先で役立つ実践的な研修にするため、当センターでは両課程を並行的に行います。

<お問い合わせ・お申し込み>

名古屋市高齢者就業支援センター 指定管理者
公益社団法人名古屋市シルバー人材センター

電話 : 052-842-4691

F A X : 052-842-4894

ホームページ : <https://www.bes-c.com>

〒466-0015 名古屋市昭和区御器所通3丁目12番地の1 御器所ステーションビル4階

令和6年度 第1回 同行援護従業者養成研修(一般・応用) 日程表

回	日付/会場	時刻	科目名	課程	講義
1	令和6年 7月24日(水) 第1研修室	10:15~10:30	受付		
		10:30~11:00	開講式、オリエンテーション		
		11:00~12:00	視覚障害者(児)福祉サービス	一般	講義
		12:00~13:00	休憩		
		13:00~15:00	同行援護の制度と従業者の業務	一般	講義
		15:00~15:10	休憩		
		15:10~16:10	障害者(児)の心理①	一般	講義
2	7月31日(水) 第1研修室	9:30~11:30	同行援護の基礎知識	一般	講義
		11:30~12:30	休憩		
		12:30~14:30	情報支援と情報提供	一般	講義
		14:30~14:40	休憩		
		14:40~16:40	代筆・代読の基礎知識	一般	講義
3	8月7日(水) 第1研修室	9:30~11:30	障害・疾病の理解①	一般	講義
		11:30~12:30	休憩		
		12:30~13:30	障害・疾病の理解②	応用	講義
		13:30~13:40	休憩		
		13:40~14:40	障害者(児)の心理②	応用	講義
4	8月21日(水) 第1研修室	9:30~15:00 (計90分の休憩を含む)	基本技能	一般	演習
5	8月28日(水) 第1研修室	9:30~15:00 (計90分の休憩を含む)	応用技能	一般	演習
6	9月4日(水) 第1研修室	9:30~15:00 (計90分の休憩を含む)	交通機関の利用	応用	演習
7	9月11日(水) 第2研修室	9:30~12:30	場面別基本技能	応用	演習
		12:30~13:30	休憩		
		13:30~16:30	場面別応用技能	応用	演習
8	9月27日(金) 第2研修室 大会議室	10:45~12:00	修了式		
		13:00~14:30	介護業界シニア就職フェア		

★研修日ごとに、レポート(A4:1枚 要約・感想)の提出があります。レポートの作成時間は、研修時間内に含まれません。各研修日の終了後に、作成時間を設けます。

★欠席・遅刻・早退した場合は、修了できません。また、新型コロナウイルス感染症関連による欠席について、補講等の救済措置はありませんので、あらかじめご了承ください。

★不慮の事態(暴風警報等の発令)により日程・科目が変更することがあります。そのための予備日は9月18日(水)です。

出典：名古屋市高齢者就業支援センターHP (p1~2)

[https://www.bes-c.com/wp-content/uploads/2024/05/\(月\)-06-同行チラシ.pdf](https://www.bes-c.com/wp-content/uploads/2024/05/(月)-06-同行チラシ.pdf)

視覚障がい者ガイドヘルパー養成研修

同行援護従業者養成研修 一般・応用課程(通学形式)



視覚障がいのある方の余暇活動や外出支援のほか、代筆や代読をするガイドヘルパーの養成研修です。

アイマスクをつけて、電車やバスの乗降、買物体験、深大寺散策などで学びながら資格を得られる研修です。ガイドヘルパー登録をして活動したいという方の受講申込をお待ちしております。

◆いつ(日時)◆ **【一般・応用課程 全6日間】**

10月18日(水) 19日(木) 20日(金)
21日(土) 27日(金) 28日(土)

午前9時から午後5時30分(日によって違います)

◆どこで(場所)◆ 調布市こころの健康支援センター本館2階健康活動室ほか

◆だれが(対象)◆ 次の①～④全てにあてはまる人

- ①調布市内に在住、在勤または在学で67歳(2024年3月末時点)まで
- ②ガイドヘルパーとして実働できる、もしくは希望する
- ③全日程に出席できる
- ④学則に同意する

※過去に一般課程を修了した人も、もう一度「一般と応用課程」をセットで受講してください

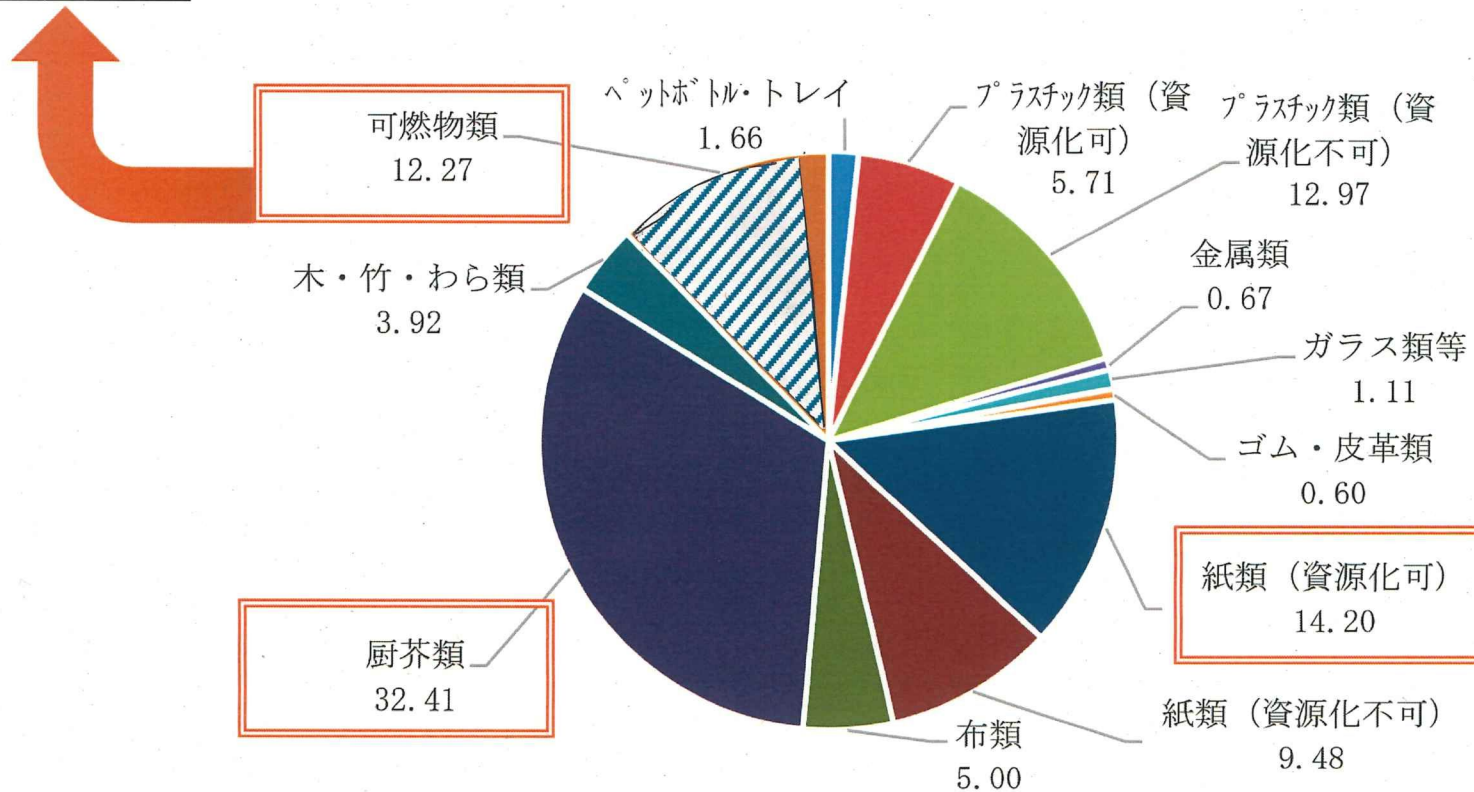
◆いくら(費用)◆ **4,000円** (受講料・テキスト代、税込、指定日までに振込)

※ほかに演習にかかる交通費、買物代、食事代などは自分で負担してください

◆人数(定員)◆ **16人** (選考あり・先着順ではありません)

2019年つくば市生活系ごみ組成分析調査結果 (数値は湿重量割合)

可燃物類内訳	割合(%)
紙おむつ (斜線部)	10.19
たばこの吸い殻等	1.36



出典：つくば市一般廃棄物処理基本計画 令和2(2020)年4月 (斜線、囲み、表はあさの追記)

<https://www.city.tsukuba.lg.jp/material/files/group/138/2-11-kihonkeikaku-gomi2.pdf>

使用済紙おむつの分別回収・再生利用を進めることで、

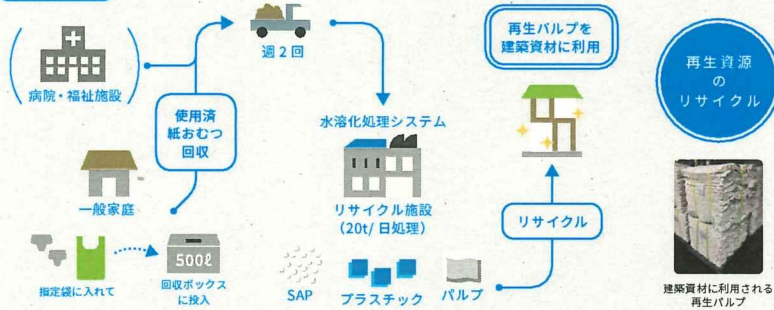
多くのメリットを生み出している地域があります。

福岡県大木町 紙・パルプの回収と再生利用

基本情報
(2019年現在)

- 人口：14,208人
- 世帯数：5,017世帯
- 高齢化率：27.96%
- 使用済紙おむつの年間処理量(2018年度)：約100.92トン
- 稼働開始時期：2005年(収集運搬は2011年より開始)

商用稼働中



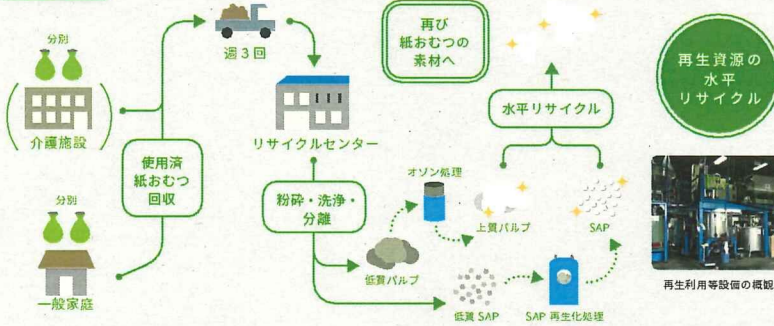
メーカー、消費者、自治体が一体となった取り組みです。紙おむつメーカー5社が町内約60ヶ所の専用回収ボックスの設置に協力。回収された紙おむつは、水溶化処理し、再生パルプとして耐火ボードなどの建築資材に再利用されています。従来の焼却方法に比べて約4割のCO2が削減できました。

鹿児島県志布志市 使用済紙おむつの水平リサイクル

基本情報
(2019年現在)

- 人口：31,160人
- 世帯数：15,541世帯
- 高齢化率：34.7%

実証試験中



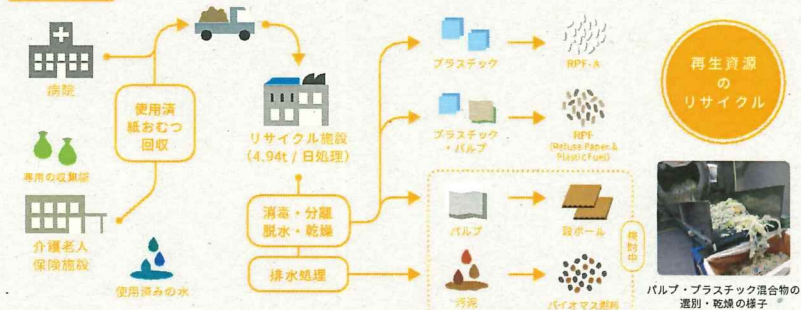
焼却施設を持たない志布志市では、最終処分の延命のため2000年から分別・リサイクルに取り組んでおり、水溶化・分離・オゾン処理による水平リサイクルに向けたパルプ回収のモデル事業を2016年より実施しています。一般ごみステーションにおいて、専用の袋に入った使用済紙おむつを、生ごみ回収に併せて週3回、回収しています。

千葉県松戸市 パルプ・プラスチックと熱回収

基本情報
(2019年現在)

- 人口：492,671人
- 世帯数：229,395世帯
- 高齢化率：25.5%
- 使用済紙おむつの年間処理量(2018年度)：約330トン
- 稼働開始時期：2009年

商用稼働中



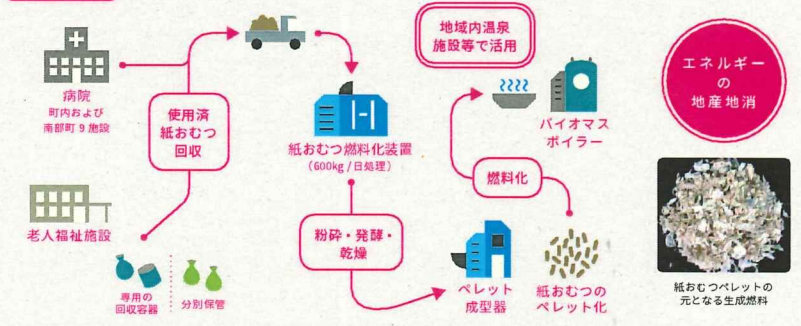
千葉県、茨城県及び東京都内の病院、介護老人保健施設から、専用の回収袋で感染性廃棄物以外の使用済紙おむつを分別回収しています。回収された紙おむつは消毒・分離・脱水・乾燥の工程を経て、パルプとプラスチックの混合物をRPFとして再利用。パルプから段ボール、汚泥からバイオマス燃料への再生利用も検討されています。

鳥取県伯耆町 使用済紙おむつの燃料化

基本情報
(2019年現在)

- 人口：10,889人
- 世帯数：3,846世帯
- 高齢化率：36.7%
- 使用済紙おむつの年間処理量(2018年度)：約221トン
- 稼働開始時期：2010年

商用稼働中



町内と、隣接する南部町の病院・老人福祉施設、町営保育所から使用済紙おむつを回収し、「破砕・発酵・乾燥処理による燃料製造」方式で再生利用等に取り組んでいます。回収された紙おむつはペレット燃料となり、町営の温泉施設にある使用済紙おむつペレット専用ボイラーで活用。ごみの減量化にもつながり、2ヶ所あった焼却施設が1ヶ所に集約されました。

自治体の一般廃棄物処理施設の導入や、使用済紙おむつの排出・再生への支援に交付金 / 助成金をご活用いただけます。

一般廃棄物処理施設の整備に関する交付金(環境省)

市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備には一時的に莫大な費用を要するため、以下の施設整備事業の一部を支援しています。

- エネルギー回収型廃棄物処理施設 (焼却施設、メタンガス化施設等)
- マテリアルリサイクル推進施設
- 有機性廃棄物リサイクル推進施設
- 最終処分場
- 上記に係る調査・計画支援事業等



詳しくは環境省ウェブサイトへ

戦略的基盤技術高度化支援事業(経済産業省中小企業庁)

中小企業のものづくり基盤技術の高度化を図るための研究開発から試作品開発、販路開拓への取組を一貫して支援する事業です。

- 補助事業期間** 2年間または3年間
- 補助金額(上限額)** 単年度あたり4,500万円以下、3年間の合計で9,750万円以下。(定額補助率となる者については補助金総額の1/3以下であること)
- 補助率** 中小企業・小規模事業者等:2/3以内 大学・公設試等:定額



詳しくは中小企業庁ウェブサイトへ

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(経済産業省中小企業庁)

中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等)等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援します。

- 補助事業期間** 10ヶ月
- 補助金額(上限額)** 1,000万円
- 補助率** 中小企業:1/2 小規模企業者・小規模事業者:2/3



詳しくは補助金事務局ウェブサイトへ

使用済紙おむつの回収・再生利用の実現には、排出場所での分別回収への協力が不可欠です。



使用済紙おむつ専用袋



使用済紙おむつ専用の回収拠点



ごみ排出場所での分別

問い合わせ先
環境省 TEL: 03-3581-3351(代表)
環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室

環境省「使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン」詳しくはウェブサイトへ



環境省「使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン」啓発パンフレット



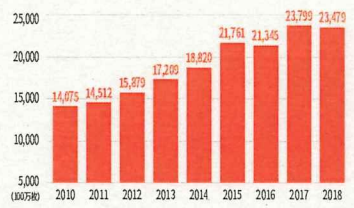
適正な分別回収 & 再生利用で 使用済紙おむつを、 資源に変えませんか。

超高齢化社会が進むにつれて、年々増えつづける紙おむつごみは、各自治体の焼却施設や環境に負荷をかけつづけています。現在の処理システムが限界を迎える前に、ごみの減量化・再資源化につながり、環境にもやさしい使用済紙おむつの再生利用を推進しませんか。

使用済紙おむつには問題がいっぱい

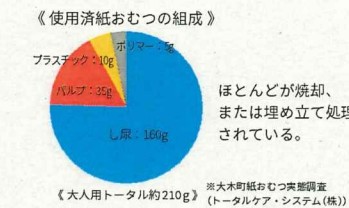
増えつづける排出量

使用済紙おむつの排出量(子ども用+大人用)は、208.1万トン/年(2015年)から、244.9万トン/年(2030年)へと大きく増加する見込みで、一般廃棄物全体の約7%まで割合が増えると推計されています。



紙おむつ再生利用上の課題

紙おむつは、排泄物、バルブ、SAP(高分子吸水材)、その他プラスチック等から構成されており、再生資源の回収利用が困難。処分にあたって、焼却炉への負担や埋立処分場の圧迫といった問題が山積しています。



適切な分別回収と独自の再生技術を組み合わせることで



環境への配慮に加え、回収・再生利用を通じた資源循環型社会の実現へ。